

2026 年 7 月 30 日



各 位

会 社 名：東京エレクトロン株式会社

代表者名：代表取締役社長 河合 利樹

(コード番号：8035 東証プライム市場)

問合せ先：法務コンプライアンスユニット GM 真藤 誠

(TEL 03-5561-7000)

国内外の当社グループ役職員に対する株式交付制度の継続に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、①当社および国内外のグループ会社（以下「対象会社」といいます。）の取締役（社外取締役を除く。）、コーポレートオフィサーおよび執行役員をはじめとした幹部・中堅社員を対象とするグローバルで共通のインセンティブプランとして、2018 年より導入している株式交付制度、ならびに②2020 年より導入している当社の社外取締役を対象とする非業績連動の株式報酬制度（以下総称して「本制度」といいます。）を 2026 年において継続することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の継続

- (1) 当社は、対象会社の取締役（社外取締役を除く。）、コーポレートオフィサーおよび執行役員をはじめとする幹部・中堅社員に対して、グローバルな枠組みの下で当社グループの中期的な業績向上への意識を高めること、および株式保有を通して株主目線を共有し、企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、会社業績との連動性が高いインセンティブプランを 2018 年より導入し、継続して運用してきました。本プランは、特に幹部・中堅社員に対して、経営者と同様の目的意識をもって、当社の経営目標を実現しようとする意識づけをもたらしております。また、中期的な業績目標および勤務条件の達成等に応じた当社株式の付与が、幹部・中堅社員に対する当社グループへの帰属意識の醸成にも寄与しております。これらの点に鑑み、本プランを継続いたします。
- (2) 当社は、社外取締役を対象に、経営の監督のみならず、中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという期待役割により整合した報酬体系とすること、および株主の皆さまとのより一層の利益の共有を図ることを目的として、株式交付信託を用いた非業績連動の株式報酬制度を 2020 年に導入しております。引き続き、当社の社外取締役を対象とする当該報酬制度についても継続いたします。

2. 株式交付信託による運用

- (1) 当社は、株式交付信託である役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」といいます。）と株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP 信託」といい、BIP 信託と ESOP 信託を総称して「本信託」といいます。）により本制度を運用してお

ります。

BIP 信託は、対象会社の取締役および当社のコーポレートオフィサーを対象に、役位や業績目標の達成度等に応じて、株式を交付する報酬制度であり、以下のとおり対象者の区分に応じて、2つのBIP信託を設定しています。

BIP 信託Ⅰ：当社取締役およびコーポレートオフィサー

BIP 信託Ⅱ：グループ会社の取締役

また、ESOP 信託は、対象会社の幹部・中堅社員を対象に、職位や業績目標、勤務条件の達成状況等に応じて、株式を交付する福利厚生制度となります。

- (2) 本制度の継続にあたり、BIP 信託およびESOP 信託への信託金の追加拠出、および株式市場からの当社株式の追加取得はおこないません。ただし、信託期間中、本信託内の当社株式数が不足する可能性が生じた場合は、適用法令等に照らして適切に追加取得をおこなうことがあります。
- (3) その他本制度の概要については、2025年7月31日付「国内外の当社グループ役職員に対する株式交付制度の継続に関するお知らせ」の「2. 本制度の概要」をご参照ください。

(ご参考)

【信託契約の内容】

	BIP 信託Ⅰ	BIP 信託Ⅱ	ESOP 信託
① 制度対象者	当社取締役(社外取締役を含む)・コーポレートオフィサー	グループ会社取締役	対象社員
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)		
③ 信託の目的	制度対象者に対するインセンティブの付与		
④ 委託者	当社		
⑤ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)		
⑥ 受益者	制度対象者のうち受益者要件を充足する者		
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)		
⑧ 信託契約日	2020年8月3日 (2026年7月31日に信託期間を延長する旨等の変更契約を締結予定)		
⑨ 信託の期間	2020年8月3日～2026年8月31日 (上記の変更契約により、信託期間を2029年8月31日まで延長予定)		
⑩ 制度開始日	2026年8月1日(予定)		
⑪ 議決権行使	行使しない		行使する
⑫ 帰属権利者	当社		
⑬ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。		

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上